

「外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示改正案」について

令和2年3月25日 改訂

3月14日にお示した資料より、

- ・ 12ページ目（取得時事前届出及び免除利用時事後報告の負担軽減）の追加
 - ・ 13ページ目（取得時事前届出に係るシステム変更について）の追加
 - ・ 15ページ目の図、及び記述の修正
- を行っています。

外為法改正の狙い

現行制度

- 投資自由の大原則の下、一定の対内直接投資につき事後報告
- 指定業種につき事前届出



健全な投資の一層の促進

安全保障等の観点からの対応強化の流れ

- 2018年8月米国で新法成立
- 2019年3月欧州でEU新規則成立



経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進するとともに、
国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応。

⇒メリハリのある対内直接投資制度を目指す。

問題のない投資の一層の促進

1. 取得時事前届出免除制度の導入

- 一定の基準（P.4を参照）の遵守を前提に株式取得時の事前届出を免除。
- 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保。

国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応

2. 事前届出の対象の見直し

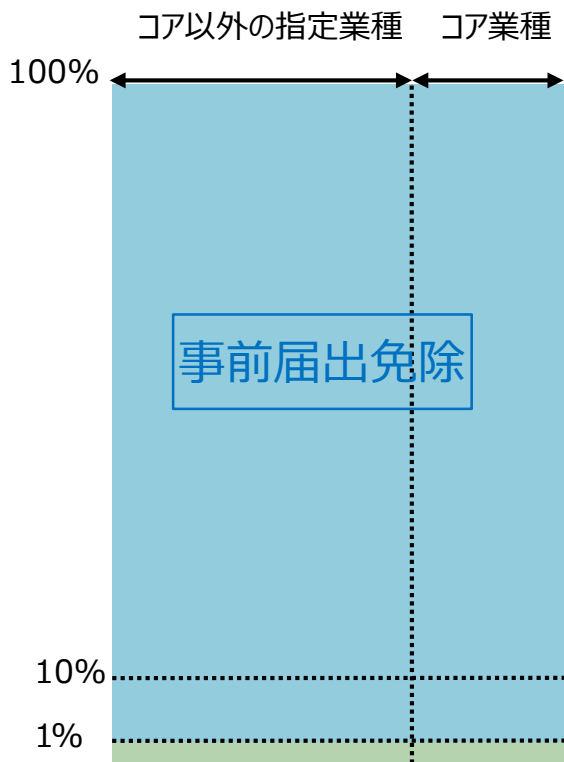
- 上場会社の取得時事前届出の閾値引下げ（現行10%→1%：会社法上の株主総会における議題提案権の基準）
- 役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止について、行為時事前届出を導入

3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

取得時事前届出免除制度

包括免除

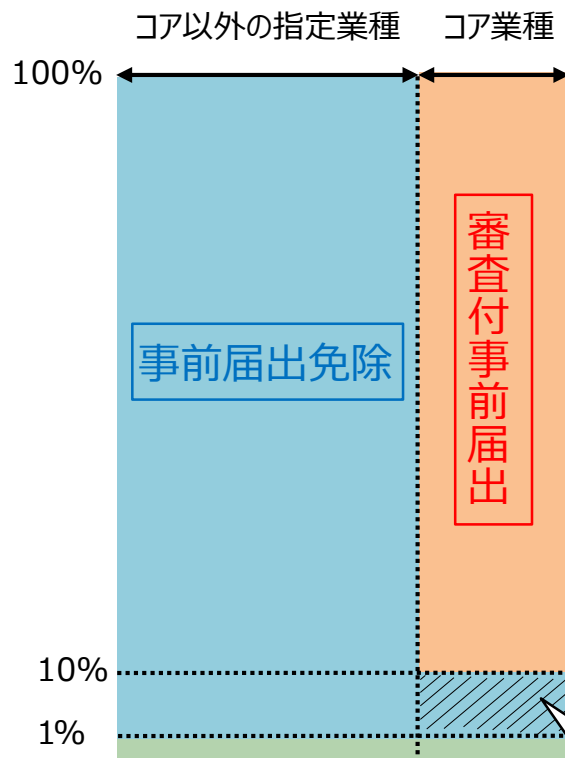
外国金融機関



一般免除

一般投資家
認証を受けたSWF等

P.5を参照



免除利用不可

外為法違反で処分を受けた者
国有企業等（認証を受けたSWF等を除く）



上乘せ基準（P.4を参照）

取得時事前届出免除制度の概要（上場企業）

適用投資家	内容		
外国金融機関	包括免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし）
		コア業種	・事後報告の閾値は10%
包括免除又は本則が適用されるもの以外の全ての投資家（認証を受けたSWF等を含む）	一般免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は1%
		コア業種	・上乗せ基準も遵守すれば、10%未満の株式取得について事前届出を免除 ・事後報告の閾値は1%
過去に外為法違反で処分を受けた者、 国有企業等（認証を受けたSWF等を除く）	本則	指定業種 (コア以外) ----- コア業種	・事前届出免除の利用不可

[免除基準]

- ・外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない

[上乗せ基準]

- ・コア業種に属する事業に関し、重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- ・コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

ソブリン・ウェルス・ファンドや公的年金基金（SWF等）の取扱い

- 国有企業等は、原則として事前届出免除を利用できないが、国の安全等を損なうおそれのないSWF等は、個別に認証を付与し、一般免除の利用を可能とする。
- 認証にあたっては、財務省が、
 - ① SWF等の投資形態が、純粹に経済的収益を目的としたものであること
 - ② SWF等の投資の意思決定が、外国政府等から独立して行われることを審査し、当該SWF等とMOU（Memorandum of Understanding：確認書）を締結。
- MOUを締結するのは、国の安全等を損なうおそれのないSWF等であり、認証付与の結果やMOUは非公表。
- MOUには、その他の必要な事項も記載可能。

包括免除の対象となる「外国金融機関」の定義

➤ 日本において業法に基づき規制・監督を受けている、また、外国において日本の業法に準ずる法令に基づき規制・監督を受けている以下の業態の外国金融機関^(注)は包括免除の対象。

◆ 証券会社

◆ 銀行

◆ 保険会社

◆ 運用会社

◆ 運用型信託会社

◆ 登録投資法人（会社型投資信託）

◆ 高速取引行為者

(注) 高速取引行為者は、金融商品取引法上の高速取引行為者に限られ、それ以外の高速度取引行為を行う外国投資家は、他の一般投資家と同じく一般免除の対象。

「密接関係者」の定義

取得時事前届出の免除基準、行為時事前届出における「密接関係者」の範囲

取締役及び監査役の選任における関係者の範囲	①自己が提案（他者を通じた提案を含む）			②他者（発行会社含む）が提案 ^(注1)		
	役員	使用人	投資に関する意思決定を行う会議体の構成員	役員	使用人	投資に関する意思決定を行う会議体の構成員
外国投資家（法人）	○	○	○	○	×	○
〃 の子・孫・親・祖父会社 ^(注2)	○	○	○	○	×	○
〃 の叔父・従兄弟・兄弟・甥会社 ^(注2)	○	○	○	○	×	×
主要な取引先 ^(注3)	○	○	○	×	×	×
外国投資家から多額の金銭その他の財産を得ている者 ^(注3)	○			×		
過去1年間以内に上記のいずれかに該当していた者 ^(注3)	○			○		
外国投資家（自然人）の配偶者 ^(注2)	○			○		
〃 の直系血族 ^(注2)	○			○		
議決権を行使することを合意している者又はその密接関係者 ^(注2)	○			○		

（注1）修正動議による提案の場合は、届出対象外。

（注2）上場会社株式の取得等の際に合算対象となる密接関係者のルールを援用。

（注3）東証のガイドラインにおける、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役）になることができない者の定義を援用。

（注4）国有企業等が自己提案をする場合は、その国の政府、地方公共団体、政府関係機関又は中央銀行の職員若しくは政党員も密接関係者。

「非公開の技術関連情報へアクセスする」ことの定義

- 発行会社等の指定業種に属する事業を営む部門において秘密として管理されている技術等（秘密技術関連情報）の取得（注）
- 秘密技術関連情報を開示することの提案
- 秘密技術関連情報の管理に係る規定等の変更の提案

（注）当該発行会社等が自主的に提供した場合は除く

※但し、以下は秘密技術関連情報には該当せず

- ・ 役員等の就業条件や報酬等の情報
- ・ 発行会社等の財務情報

事前届出対象業種

【日本標準産業分類】

(1465業種) その一部 → 【指定業種 (155業種)】

<改正前>

- 武器
- 航空機
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- サイバーセキュリティ関連
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 生物学的製剤製造業
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

<改正後>

【指定業種のうちコア業種の分野】

- 武器、航空機、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業
- サイバーセキュリティ関連 (サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等)
- 電力業 (一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者の一部)
- ガス業 (一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者の一部)
- 通信業 (電気通信事業者の一部)
- 上水道業 (水道事業者の一部、水道用水供給事業者の一部)
- 鉄道業 (鉄道事業者の一部)
- 石油業 (石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業)

【指定業種のうちコア業種の分野以外のもの】

- サイバーセキュリティ関連 (※)、電力業 (※)、ガス業 (※)、通信業 (※)、上水道業 (※)、鉄道業 (※)、石油業 (※)
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 生物学的製剤製造業
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

(※) コア業種の分野以外

指定業種のうちコア業種分野（詳細）

分野	備考（以下記載のものに限る）
武器	（限定なし）
航空機	//
宇宙関連	//
原子力関連	//
軍事転用可能な汎用品	//
サイバーセキュリティ関連	サイバーセキュリティ関連サービス業、 重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等
電力業	一般送配電事業者、送電事業者、 発電事業者（最大出力5万KW以上の発電所を有するものに限る）
ガス業	一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、 LPガス事業者（貯蔵所又は中核充てん所を有するものに限る）
通信業	電気通信事業者（複数の市区町村にまたがる電気通信サービス等を提供している者に限る）
上水道業	水道事業者（5万人超の給水人口を有するものに限る） 水道用水供給事業者（1日あたり2.5万m ³ 超の供給能力を有するものに限る）
鉄道業	鉄道事業者（事態対処法上の指定公共機関）
石油業	石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業

銘柄リストについて

➤ 上場企業の銘柄について、下記の業種に分類したリストを作成し、法令の施行までに公表。

- ①指定業種以外（事後報告業種）の事業のみを営んでいる会社
- ②指定業種のうち、コア業種以外の事業のみを営んでいる会社
- ③指定業種のうち、コア業種に属する事業を営んでいる会社

<銘柄リストのイメージ>

(注)3区分に応じたソート可能な方式で公表

証券コード	ISINコード	会社名	英文商号	区分
****	JP*****	エービーシー	ABC CO.,LTD	①
****	JP*****	財務商事	ZAIMU,Ltd.	②
****	JP*****	エックスワイゼット	XYZ Corporation	③

取得時事前届出

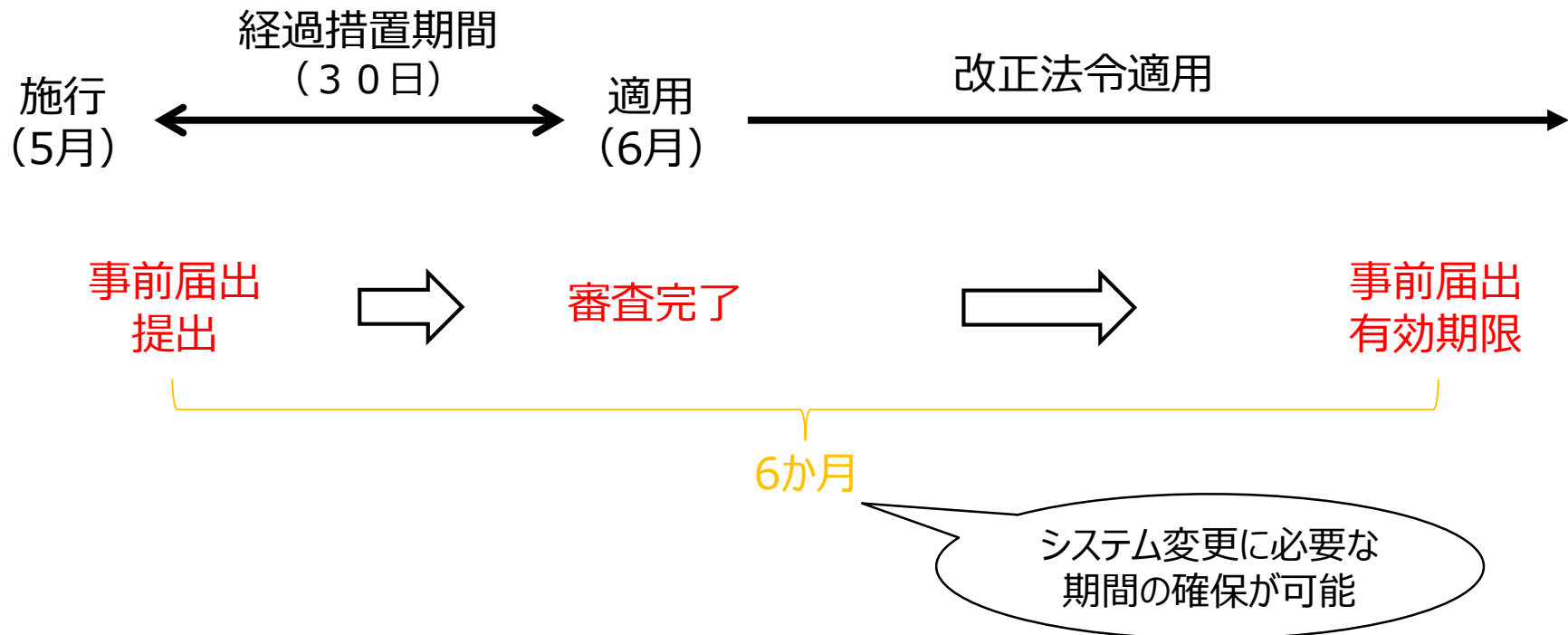
- 事前届出で審査を通過すれば、届出日から6か月間、届け出た株式数までの取得が随時可能であり、都度の届出は不要。
- 株式取得後の実行報告の提出期限は、現行の30日以内から45日以内に延長。

免除利用時事後報告

- 免除利用時の事後報告は、取得割合が以下の場合に必要。
 - (1) 初めて1%以上となる際 (注)
 - (2) 初めて3%以上となる際 (注)
 - (3) 10%以上の株式取得については、取得の都度 (現行と同じ)
- (注) 株式売却等で一旦閾値を割り込み、その後の再取得で当該閾値を再び超えた場合は、事後報告は不要。
- 提出期限は、投資後45日以内。

取得時事前届出に係るシステム変更について

- 改正法令は、施行日から30日間の経過措置期間後に適用開始。外国投資家は、この経過措置期間中から、適用後に予定する1%以上の株式取得に係る事前届出を提出可能。
- 事前届出が審査を通過すれば、外国投資家は、届出日から6か月間、届け出た株式数まで随時株式を取得できる。これにより、新制度の履行に必要なシステム変更のための期間の確保が可能。



行為時事前届出

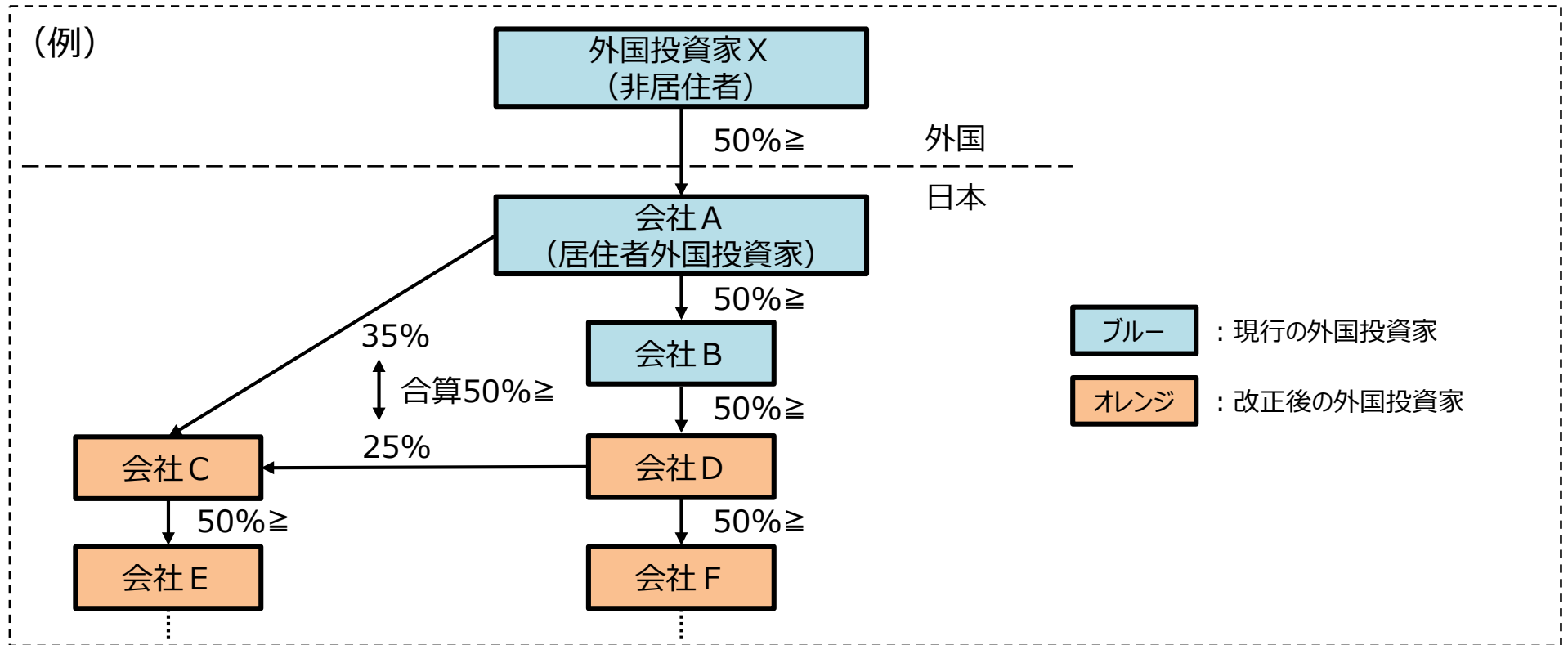
- 本改正により、以下の株主の行為を事前届出対象に追加。外国投資家^(注1)は、これら行為に関する事前届出（行為時事前届出）を行い、審査を経ることで、当該行為を
実行可能。
 - ✓ 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任することについて、株主総会において同意すること^(注2)
 - ✓ 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案し、同意すること^(注3)
- 審査は、もっぱら国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失を防ぐという法
目的の観点から実施。
- 国の安全等の観点から問題のない行為については、審査通過を5営業日以内に通知。

(注1) 取得時事前届出の免除制度を利用し、これらの行為を行わないことを表明した投資家を含む。

(注2) 自己提案か他者提案を問わず、事前届出が必要。また、密接関係者以外の他人が役員に就任することに同意する場合は、事前届出は不要。（「密接関係者」の範囲については、P.7を参照。）

(注3) 自己提案の場合のみ、事前届出が必要。

外国投資家の範囲



- 現行制度では、非居住者である個人又は外国法人に直接50%以上保有されている日本の会社とその子会社までが外国投資家となるが、改正後は、当該日本の会社又は会社法上の「子会社」を通じて50%以上保有されている限り、全て外国投資家となる。

<会社法の子会社定義>

- ① 自己（子会社等を含む）の計算による議決権の所有割合50%超
- ② 自己（子会社等を含む）の計算による議決権の所有割合40%以上、かつ下記のいずれかに該当
 - イ 自己所有等議決権数割合（自己の計算による所有分、緊密な関係者の所有分、同一内容の議決権行使に同意している者の所有分の合計）50%超
 - ロ 取締役会等の構成員の過半数が自己の役職員等
 - ハ 重要な財務・事業の方針の決定を支配する契約等が存在
 - ニ 融資額の割合50%超
 - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権数割合50%超で上記ロ～ホのいずれかに該当

投資組合（ファンド）からの対内直接投資等に係る届出義務者の見直し

外為法に基づく対内直接投資等の事前届出の対象について、会社による投資の場合に合わせて、届出義務者を組合に一本化し、届出の事務負担を軽減。

【現行】

GPやLPが外国投資家の場合、組合全体における外国投資家の出資比率に関わらず、それぞれのGP・LPの名前で事前届出を行う必要。

【改正の方向性】

- ① 外国投資家の出資比率が50%以上の場合
 - ② GPが外国投資家の場合
- 組合名義で一本の事前届出のみ提出。

組合

GP
(外国投資家の場合)

LP
外国投資家以外

LP
外国投資家

LP
外国投資家

組合

GP

LP
外国投資家以外

LP
外国投資家

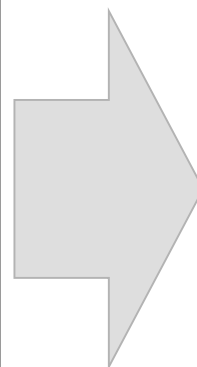
LP
外国投資家

投資組合の事前届出義務者

【現行】

【改正後】

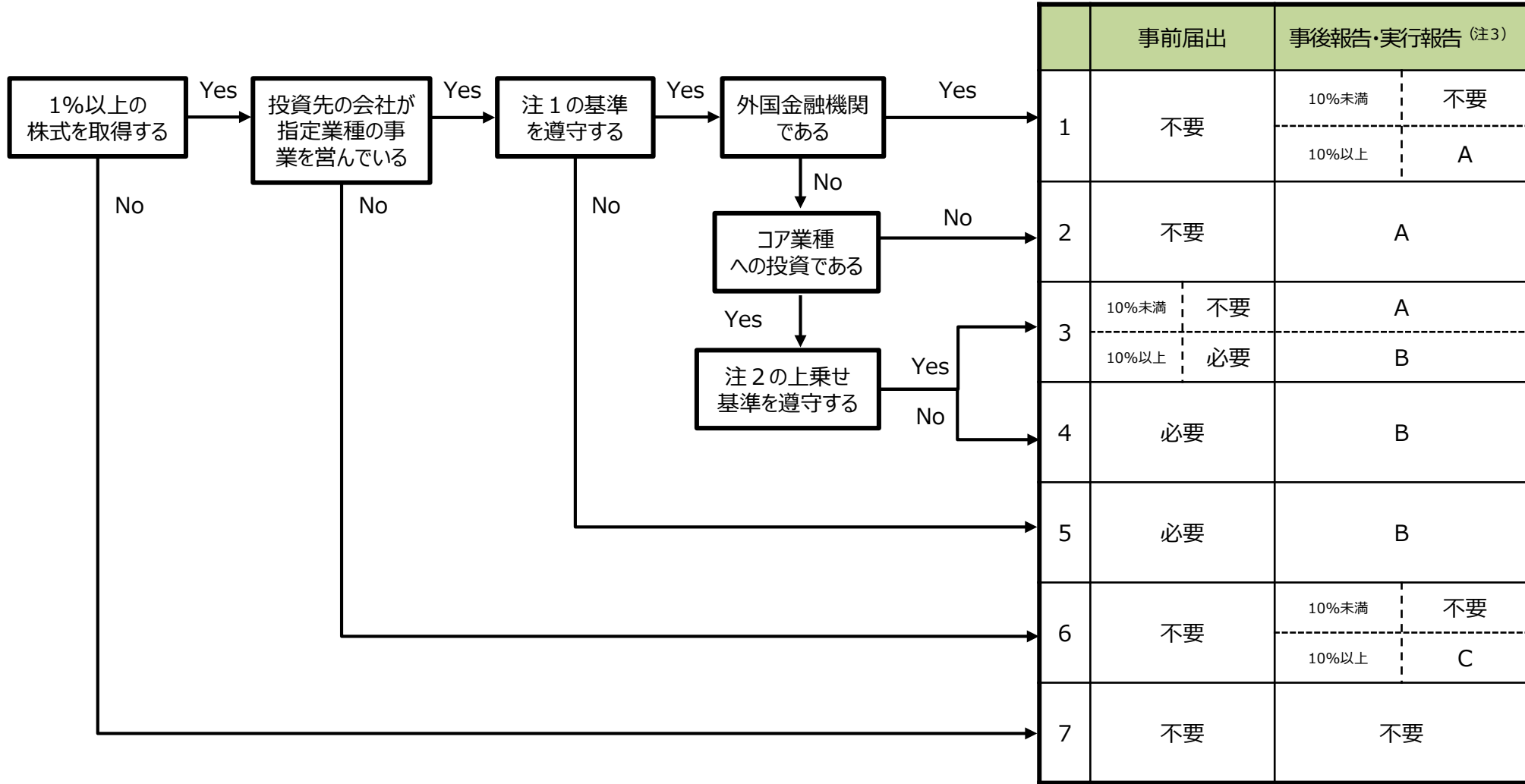
		GP	
		外国投資家	日本の投資家
外国投資家の出資比率	≥50%	GP + 個々の 外国投資家 LP	個々の 外国投資家 LP
	<50%		



		GP	
		外国投資家	日本の投資家
外国投資家の出資比率	≥50%	組合	組合
	<50%	組合	組合

(注) 事前届出義務がある場合でも、事前届出免除制度を利用できる可能性がある。

株式取得時事前届出のフローチャート（上場会社）



(注1) 事前届出免除の遵守基準

- ・外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない

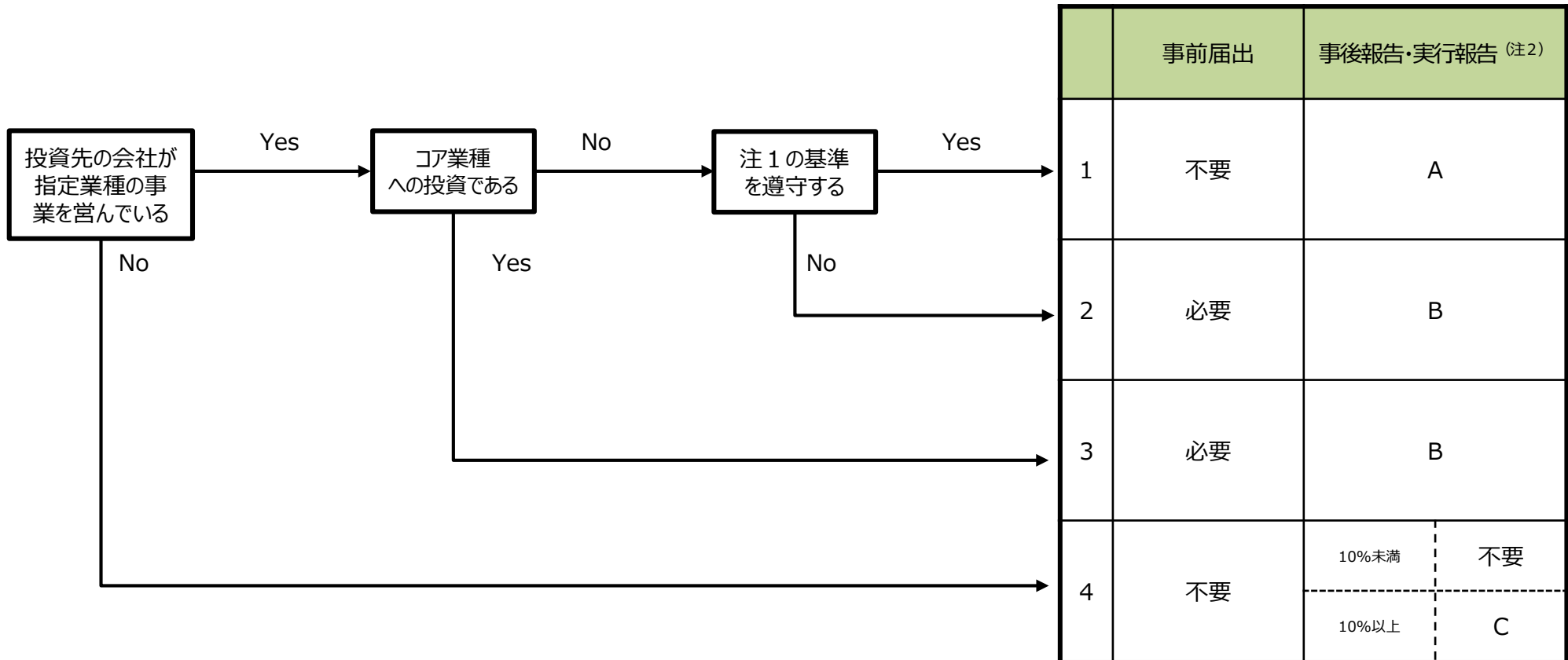
(注2) 上乗せ基準

- ・コア業種に属する事業に関し、重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- ・コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

(注3)

- A: 免除利用時の事後報告
- B: 審査後の株式取得に係る実行報告（報告内容については、現行よりも簡素化）
- C: 指定業種以外の株式取得に係る事後報告（現行から変更なし）

株式取得時事前届出のフローチャート（非上場会社）



(注1) 事前届出免除の遵守基準

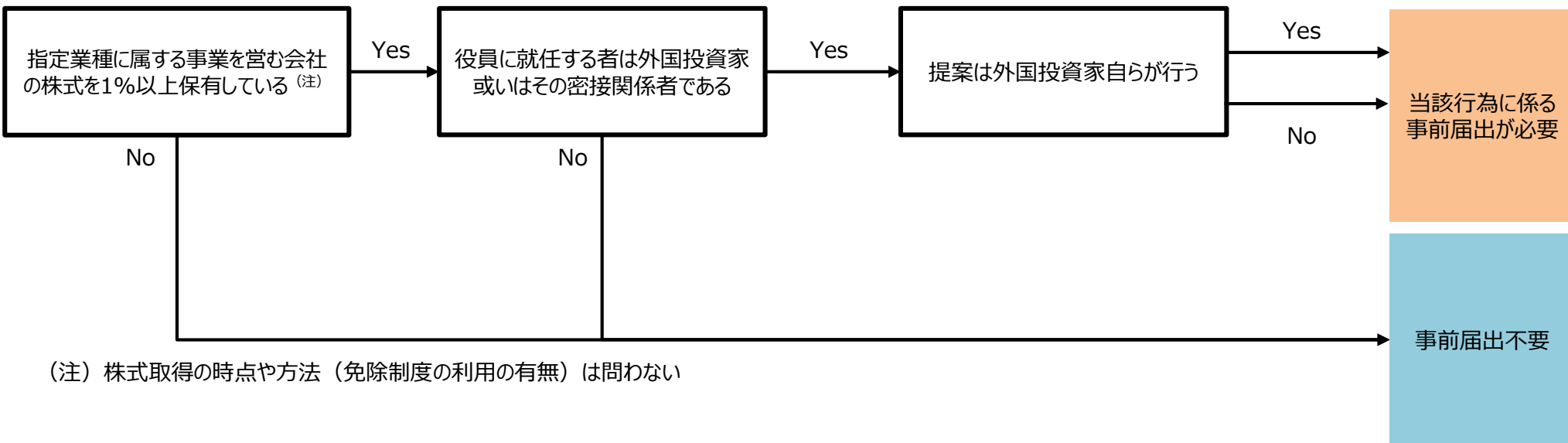
- ・外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしない

(注2)

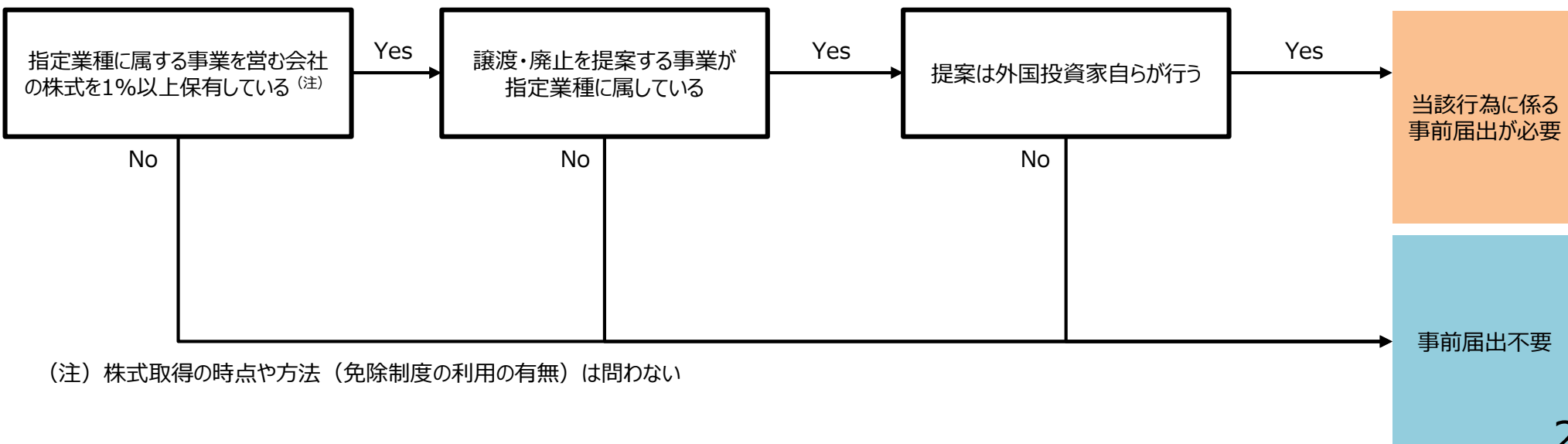
- A : 免除利用時の事後報告
- B : 審査後の株式取得に係る実行報告（報告内容については、現行よりも簡素化）
- C : 指定業種以外の株式取得に係る事後報告（現行から変更なし）

行為時事前届出のフローチャート（上場会社）

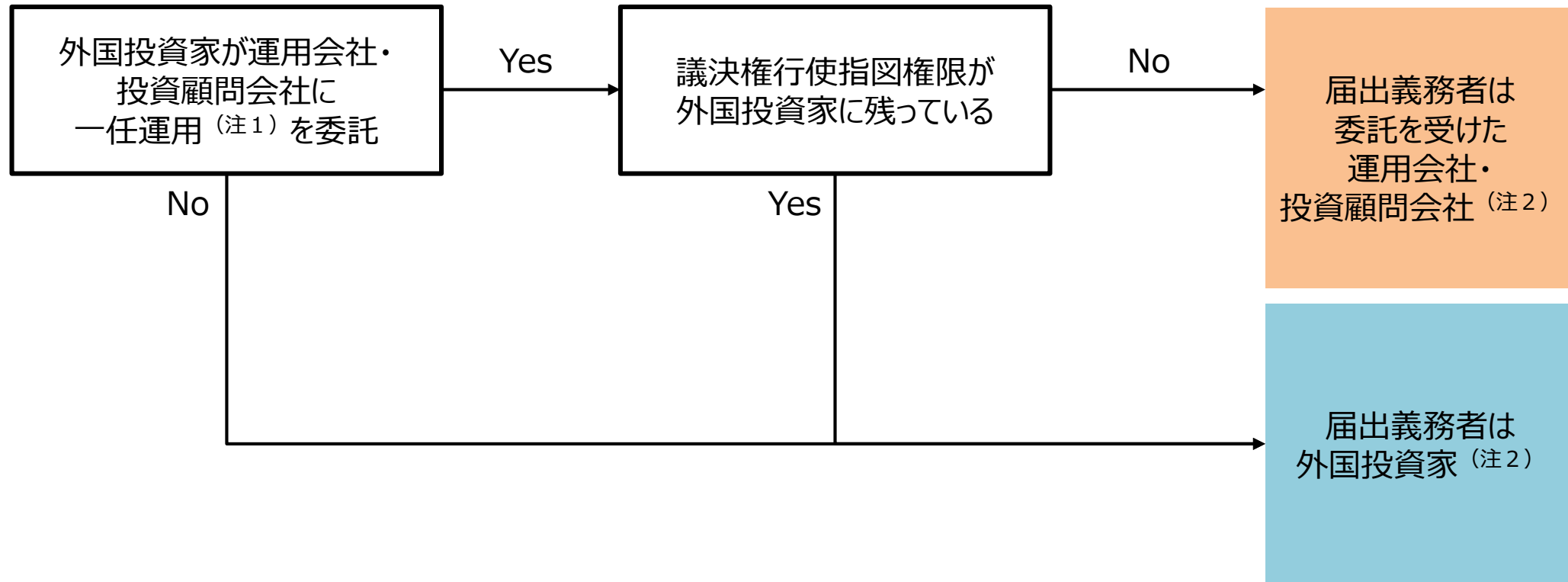
＜役員への就任に係る議決権行使＞



＜指定業種に属する事業の譲渡・廃止の提案に係る議決権行使＞



投資信託・ファンド投資に係る届出義務者について



(注1) 投資権限と議決権行使・指図権限の双方を委託する必要。

(注2) 外国金融機関に該当すれば包括免除の対象。

外為法の政省令・告示改正 スケジュール（案）

2020年 3月	政省令・告示案のパブリックコメント（30日間）
4月下旬	政令の閣議決定 銘柄リストの公表
4月下旬 ～5月上旬	政省令・告示の公布
5月	改正法・政省令・告示の施行 （改正法附則により30日後から適用）